

資金決済制度に関するWG設置へ

金融審議会総会

去る8月26日、金融庁は第53回金融審議会総会（会長・神田秀樹・東京大学名誉教授）・第41回金融分科会合同会合を開催した。

審議事項は主に次のとおり。

資金決済制度等のあり方に関する検討

金融担当大臣から、「送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場も踏まえ、利用者保護等に配慮しつつ、適正な規制のあり方について検討を行うこと」との諮問があり、事務局から主な検討課題として、次の事項が挙げられた。

- (1) 資金決済制度関係（送金分野）
 - ・資金移動業者の破綻時には供託手続を通じて国が各利用者に対して還付手続を実施している。その利用者資金の還付手続をより迅速に進めていく観点からどのような制度整備が考えられるか
 - ・さまざまな目的で国境を越えた送金を行うクロスボーダー

の収納代行サービスが登場している。こうしたサービスと資金移動業者による送金サービスとの規制の衡平をどのように考えるか

(2) 資金決済制度関係（暗号資産等分野）

グローバルに活動する暗号資産交換業者が破綻した場合等に、国内の利用者財産の返還を担保するしくみが考えられないか

・特定信託受益権の発行見合い金について、全額を預貯金で管理することが求められている。電子決済手段としての価格安定性、流動性、償還確実性を確保しつつ、管理・運用方法を柔軟化することについてどう考えるか

(3) その他

・事業者が利用者からの依頼に基づき資金を預かることなく送金したうえで、後日利用者に対して立替金を請求するような取引（立替サービス）が登場している。こうした立替サービスと資金移動業者による送

金や貸金業者による与信との関係をどのように考えるか

今後、こうした課題を解決していくべく、「資金決済制度等に関するワーキング・グループ（仮称）」にて、有識者による議論が開始される予定。

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告

「経済財政運営と改革の基本方針2023」で示された「機関投資家として家計金融資産等の運用を行う、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化を強力に推進すべく、資産運用立国の実現に向けた取組を行う」の方針のもと、7月に公表された市場制度ワーキング・グループにおける審議をまとめた報告書が共有された。報告書では、主に次の点について検討されている。

- (1) プロダクトガバナンスに関する原則の策定
- (2) 金融・資本市場を巡るその他の論点
 - ① 株式決済期間の短縮
 - ② 投資型クラウドファンディング
 - ③ 銀証ファイアウォール規制の見直し

財務省法人企業統計調査

一令和6年4～6月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。以下は、令和6年9月2日に発表した令和6年4～6月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,670社 (18,565社)
 回答率 68.9% (69.2%)
 ()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、368兆9,593億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は3.5%となりました。

業種別にみると、製造業は2.6%、非製造業は3.9%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増益

経常利益は、35兆7,680億円で、増加率は13.2%となりました。

業種別にみると、製造業は13.0%、非製造業は13.3%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、11兆9,161億円で、増加率は7.4%となりました。

業種別にみると、製造業は1.4%、非製造業は10.9%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は10兆5,585億円で、増加率は9.1%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	5.4-6	7-9	10-12	6.1-3	4-6	
売上高					(実額)	
全産業	5.8	5.0	4.2	2.3	3,689,593	3.5
製造業	7.6	3.5	3.2	2.8	1,101,986	2.6
非製造業	5.0	5.6	4.6	2.1	2,587,607	3.9
経常利益					(実額)	
全産業	11.6	20.1	13.0	15.1	357,680	13.2
製造業	0.4	△0.9	19.9	23.0	127,294	13.0
非製造業	19.0	40.0	9.5	11.5	230,386	13.3
設備投資					(実額)	
全産業	4.5	3.4	16.4	6.8	119,161	7.4
	(4.4)	(1.7)	(11.7)	(6.8)	(105,585)	(9.1)
製造業	4.9	5.5	20.6	8.7	41,044	1.4
	(4.0)	(5.6)	(20.1)	(9.8)	(36,912)	(2.7)
非製造業	4.4	2.2	14.2	5.8	78,117	10.9
	(4.6)	(△0.4)	(7.1)	(5.3)	(68,673)	(13.0)

(注)設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和6年7～9月期の調査票の提出期限は令和6年11月11日、結果の公表は令和6年12月2日の予定です。

ECBの慎重な利下げ判断の必要性

欧州連合（EU）統計局は8月30日、ユーロ圏8月の消費者物価指数（HICP）を発表した。前年比上昇率（速報値）は2.2%で、前月7月の2.6%から縮小、3年振りの低水準となった。主な構成要素で見ると、サービス価格が4.2%の上昇で最も高く、次いで食品・アルコール・たばこの2.4%だった。一方、7月には1.2%上昇したエネルギー価格が8月は3%下落し、全体の上昇率を抑える結果となった。

これは賃金上昇がサービス価格において持続的なインフレ圧力をもたらしていると推定される。このような状況では、単にエネルギー価格の下落によりインフレ率が一時的に鈍化しているからといって、早急な利下げを行うことは、後にインフレ再燃や経済の不安定化を引き起こすリスクが高い。実際、ECB政策委員会メンバーでオランダ中央銀行のクノット総裁も「9月会合までに発表されるデータや情報が必要」だと発言しているため、ECB内部ではタカ派メンバーが拙速な金融緩和に対して慎重な姿勢を示していることがわかる。

利下げ政策は短期的には市場に一定の安心感を与えても、賃金上昇によるインフレ圧力が続くなかでの緩和策は、将来にわたってより大きな問題を引き起こす懸念を残す。ECBは慎重なデータ分析でバランスの取れた政策決定を行い、ユーロ圏経済の持続的な安定を確保し、市場の不確実性を最小限に抑えるように動くべきだろう。

ポジティブ・メンタルヘルズ

暗い、Cry、人間の位

メンタルクリエイター
江口 毅

7月末の豪雨で、停電の被害に見舞われました。すぐに復旧するだろうと高を括っていたら、かなり大規模な停電だったようで、筆者の居住地域は復旧までに7時間を要しました。それは、日頃どれほど電気の恩恵を受けた生活を送っているかを痛感する時間でした。停電情報を確認しようとスマホで「あ、電気がつかないんだ」と気づき、冷房がつかないから扇風機をまわそうとして、「あ、電気がつかないんだ」と気づくという体たらくでした。

さらに、トイレに行ったらリモコンのボタンが作動しないので、水を流せないことに気づきました。「トイレのレバーがなくなると、こういうことが起こるのか」と初めて知りました。水を流すために折り畳み式のバケツを用意しようとしたところ保管場所がわからず、家中を探す羽目になりました。運の悪いことに前々日にバスケットの捻挫をしたばかりだったので、動き回るのが苦痛でした。暗い家のなかを汗だくになって足を引かずしながら「まったく踏んだり蹴ったりだ」と独り言ちました。

つまでこの状況が続くのかを知りたいと思い、電力会社に電話をしました。皆同じようなことを考えるからか、30分ちよつと待つてようやく電話がつながりました。いつ頃復旧する見通しかを尋ねたところ、「まったくわからない」という回答でした。そりやそうだろうかと納得した一方で、ハツタリでいいから見通しを答えてほしいという不満も抱きました。たとえ「おそろくあと3時間以内には復旧します。ただ、大規模な停電のため、それを過ぎてしまった場合は申し訳ありません」などと言ってくれば、それで安心できたはずです。3時間以上かかったからって文句なんて言いません。一生懸命に復旧作業をしてくれているのに、言えるはずありません。しかし今の時代は、「3時間以内に復旧するって言ったじゃないの」などとクレームを言う愚かな人がいるから、ユーザーを安心させるためによかれと思つて発言することとは憚られるのです。

復旧の見通しもわからないなかで、汗だくで懐中電灯1本だけで一人でも過ごすのはだんだん心細くなり、泣きたいような気分になってきました。そこで、涼をとることに誰か人がいるところへ行くとこの目的を兼ねて、ファミレスへ向かいました。話し声、明かり、冷房があるだけで、ようやく心地を感じる事ができました。

筆者と同じような思いでファミレスに来ている人が少なくなくてきました。右隣の男性2人組は、停電でどうにもならないので、一晩スーパー銭湯で過ごすそうと楽しそうに話していました。左隣の家族連れは、ご主人が停電のことでイライラして、何かにつけて奥様を責め続けていました。

結局日が変わる直前に電気は復旧し、電気のありがたみを感じる1日は幕を閉じました。そして、暗くて、暑くて、見通しがわからなくて、泣きたいような気分になつたとき、人間の位（非品位）がみえてくるのだと感じた1日でもありました。「自分だけが大変な思いをしているわけではない」と自覚し、「この状況を打開しようと頑張ってくれている人がいる」と感謝の気持ちを持ち、自分の感情は自分で選べるのだからと考えて変化のための行動を自ら起こす。非日常でも日常でも、そんな人間でありたいと思つた1日でした。

停電が2時間ほど続いた頃、い

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年8月28日	アセットオーナー・プリンシプル	内閣官房	資産運用立国の実現に向けた政策プランにおけるアセットオーナーシップ改革の1つとして、アセットオーナーがそれぞれの運用目的・目標を達成し、受益者等に適切な運用の成果をもたらす等の責任を果たす観点から、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則を策定したもの。 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/assetownerprinciples.pdf	—
2024年8月30日	「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する今後の施策について	東証	「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」公表後1年の振り返りと、自律的に取組みを進める企業、今後の改善が期待される企業、開示に至っていない企業ごとに、今後の対応方針を示すもの。 https://www.jpx.co.jp/news/1020/20240830-01.html	—

証 券
米FRBが握る秋以降の株価

歴史的な株価下落を記録した8月の東京株式市場だが、日経平均は5日につけた最安値31,458円から8月末には38,647円まで回復、月が終わってみると、前月末比1.2%の下落に過ぎなかった。今となつては、あの暴落は何だったのか、という思いがよぎる。こう考えるのは、日経平均が乱高下に陥らず、下落後はかなり直線的な回復軌道を歩んできたことである。こうした株価の動きは世界の主要国市場で共通していた。この動きから外れ、8月末に向かつて株価が下落を続けたのは、中国市場だけであった。なぜ世界の株価は乱高下せず、順調な回復が可能であったのか？ その理由はアメリカ経済の強さと米連邦準備制度理事會（FRB）の金融政策に対する各国の信頼であろう。8月下旬の国際会議で、パウエルFRB議長は米政策金利を9月17、18日の米連邦公開市場委員會（FOMC）で引き下げの意思を表明した。米市場を先頭に世界の株式市場はこれを歓迎し、株価回復に弾みをつけた。8月の世界の株価推移は、今後の世界の株価がアメリカ経済の動向（インフレ、雇用、企業収益など）、それに対するFRBの評価・判断、金融政策発動の決断にかかっていることを示すものといえよう。FRBが適切な経済情勢判断を行い、迅速な政策決定を行えば、秋以降の株価動向は安心してみていられるかもしれない。仮に雇用情勢が想定以上に悪化しても、インフレが予想どおり収束に向かえば、利下げ計画を前倒しするといった対応をすることが可能だ。懸念されるのは、経済情勢に影響を及ぼす株式市場外部の社会や政治などの動きである。これからクローズアップされるのは、最終局面を迎える米大統領選挙での民主、共和両陣営の人氣取り合戦であろう。両陣営は何とか支持層を広げようと、中間層救済のためと称して大企業やウォール街に税負担の増加を求めてくる可能性がある。その場合、負担の程度によっては株価にも大きなマイナスとなる。

経理用語の豆知識

ITに係る全般統制の不備の評価の検討

ITに係る全般統制は、ITに係る業務処理統制の継続的な運用を確実にすることを間接的に支援するものであり、ITに係る全般統制に不備があれば、関連するすべてのITに係る業務処理統制に影響があり、有効に機能しない可能性があるため、虚偽記載が発生するリスクが高まる場合がある。

ITに係る全般統制の不備は、それ自体が財務報告に虚偽記載が発生するリスクに直接つながるものではないため、それだけでは不備の程度を判断することはできない。まず、代替または補完的な他のITに係る全般統制により、目的が達成されているかを検討し、目的が達成されないと判断された場合には、ITに係る全般統制が支援するITに係る業務処理統制にどのような影響を及ぼすかを検討する。業務プロセスにおける関連するITに係る業務処理統制が有効に機能していることが検証できれば、ただちに開示すべき重要な不備と評価されるものではないことに留意する。

関連会社の債務超過額の負担の範囲と会計処理

持分法を適用した関連会社の欠損を負担する責任が投資額の範囲に限られている場合、投資会社は持分法による投資価額がゼロとなるまで負担する。

ただし、他の株主との間で損失分担契約がある場合、持分法適用関連会社に対し設備資金もしくは運転資金等の貸付金等がある場合、または契約上もしくは事実上の債務保証がある場合には、契約による損失分担割合または持分割合等、債務超過額のうち投資会社が事実上負担することになると考えられる割合に相当する額を投資会社の持分に負担させなければならない。

さらに、関連会社であっても、他の株主に資金力または資産がなく、投資会社のみが債務保証を行っているような場合等、事実上投資会社が当該関連会社の債務超過額全額を負担する可能性が極めて高い場合には、当該債務超過額については全額、投資会社の持分に負担させなければならない。